

2 カート競技ライセンス・カート競技オフィシャルライセンスに係る特例措置：

対象	特例措置	特例措置期間
<p>カート国内B（またはジュニアB）からカート国内AならびにジュニアBからジュニアAへの申請</p>	<p>カートライセンス発給規定第9条1の1)に定める「カート国内B（またはジュニアB）ライセンス取得後、申請前24ヶ月以内に格式制限付の競技会に2回以上出場した者。または、格式準国内以上の競技会に1回以上出場した者。」については、「カート国内B（またはジュニアB）ライセンス取得後、申請前36ヶ月以内に格式制限付の競技会に1回以上出場した者。または、格式準国内以上の競技会に1回以上出場した者。」とする措置を適用させていただきます。</p>	<p>2022年12月末日までの間 適用：2022年ライセンス</p>
<p>カート国内A（またはジュニアA）からカート国際Eへの申請</p>	<p>カートライセンス発給規定第9条2の1)に定める「カート国内A（またはジュニアA）ライセンス取得後、申請前24ヶ月以内に格式制限付の競技会に5回以上出場した者。または、格式準国内の競技会に2回以上もしくは、全日本選手権の競技会に1回以上出場した者。なお格式制限付と準国内を組合せる場合は合計で3回以上とする。」については、「カート国内A（またはジュニアA）ライセンス取得後、申請前36ヶ月以内に格式制限付の競技会に3回以上出場した者。または、格式準国内の競技会に1回以上もしくは、全日本選手権の競技会に1回以上出場した者。なお格式制限付と準国内を組合せる場合は合計で2回以上とする。」とする措置を適用させていただきます。</p>	
<p>ジュニアAから国際G（または国際F）への申請</p>	<p>カートライセンス発給規定第9条3の1)に定める「ジュニアAライセンス取得後、申請前24ヶ月以内に格式制限付の競技会に5回以上出場した者。または、格式準国内の競技会に2回以上もしくは、ジュニア選手権の競技会に1回以上出場した者。なお格式制限付と準国内を組合せる場合は合計で3回以上とする。」については、「ジュニアAライセンス取得後、申請前36ヶ月以内に格式制限付の競技会に3回以上出場した者。または、格式準国内の競技会に1回以上もしくは、ジュニア選手権の競技会に1回以上出場した者。なお格式制限付と準国内を組合せる場合は合計で2回以上とする。」とする措置を適用させていただきます。</p>	
<p>国際Eの更新申請</p>	<p>カートライセンス発給規定、CIK-FIA国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」の補足事項1. 1)に定める「ライセンス取得後2年の間に該当する国際競技に1回以上参加。」については、「2021年国際A・B・Cセニアから2022年国際Eライセンスへの更新については当該条件を免除」とする措置を適用させていただきます。また、この場合は2022年に国際Eライセンスを新たに取得したものとみなします。</p>	

対象	特例措置	特例措置期間
カートオフィシャル3級所持者で2級への申請	<p>カートライセンス発給規定第17条1の1)に定める「3級取得後、申請前12ヶ月以内にJAF公認の格式制限付の競技会で2回以上の監督役務を含む、格式国内までの競技会（クローズドは除く）で6回以上の当該役務を執行した実績のある者。」については、「3級取得後、申請前24ヶ月以内にJAF公認の格式制限付の競技会で1回以上の監督役務を含む、格式国内までの競技会（クローズドは除く）で4回以上の当該役務を執行した実績のある者。」の措置を適用させていただきます。また、カートライセンス発給規定第17条1の2)に定める「3級取得後、申請前12ヶ月以内にJAF公認の格式制限付の競技会で1回以上の監督役務を含む、格式国内までの競技会（クローズドは除く）で2回以上の当該役務を執行した実績のある者で、カートオフィシャルライセンス2級講習会を受講し合格した者。」については、「3級取得後、申請前24ヶ月以内にJAF公認の格式制限付の競技会で1回以上の監督役務を含む、格式国内までの競技会（クローズドは除く）で1回以上の当該役務を執行した実績のある者で、カートオフィシャルライセンス2級講習会を受講し合格した者。」とする措置を適用させていただきます。</p>	
カートオフィシャル2級所持者で1級への申請	<p>カートライセンス発給規定第17条2の1)に定める「2級取得後、申請前12ヶ月以内にJAF公認の格式準国内の競技会で2回以上の監督役務を含む、すべての競技会（クローズドは除く）で6回以上の当該役務を執行した実績のある者。」については、「2級取得後、申請前24ヶ月以内にJAF公認の格式準国内の競技会で1回以上の監督役務を含む、すべての競技会（クローズドは除く）で4回以上の当該役務を執行した実績のある者。」の措置を適用させていただきます。また、カートライセンス発給規定第17条2の2)に定める「2級取得後、申請前12ヶ月以内にJAF公認の格式準国内の競技会で1回以上の監督役務を含む、すべての競技会（クローズドは除く）で2回以上の当該役務を執行した実績のある者で、カートオフィシャルライセンス1級講習会を受講し合格した者。」については、「2級取得後、申請前24ヶ月以内にJAF公認の格式準国内の競技会で1回以上の監督役務を含む、すべての競技会（クローズドは除く）で1回以上の当該役務を執行した実績のある者で、カートオフィシャルライセンス1級講習会を受講し合格した者。」とする措置を適用させていただきます。</p>	2022年12月末日までの間 適用：2022年ライセンス
国際Bの更新申請－1	<p>FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項第1章第10条10.4)に定める「当該ライセンスの有効年度内に国際格式のレースに1回以上決勝出走した。」については、「当該ライセンスの前々年度内、前年度内または有効年度内に国際格式のレースに1回以上決勝出走した。」とする措置を適用させていただきます。</p>	
国際Bの更新申請－2	<p>FIA国際ドライバーライセンス規定の補足事項のJAFの取り扱い「1)国際Bライセンス更新の場合：国際Bライセンスの取得方法に関わらず（推薦による取得も含む）、国際モータースポーツ競技規則付則L項の記述に従い、申請前の24か月以内に取得条件を満たしている者は更新を認める。」については、「1)国際Bライセンス更新の場合：国際Bライセンスの取得方法に関わらず（推薦による取得も含む）、国際モータースポーツ競技規則付則L項の記述に従い、申請前36ヵ月以内にJAF公認レースに3回以上の出場実績がある者。」とする措置を適用させていただきます。</p>	